

特定農地貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、川崎市が市民を対象に行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定め、農業者以外の者が野菜や花等を栽培し、自然と触れ合い、農業に対する理解を深めること等を目的とする。

(根拠法令等)

第2条 本貸付けは、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号。）、同法施行令及び同法施行規則（以下「法等」という。）に基づいて実施するものとする。

(貸付主体)

第3条 本貸付けは、川崎市が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第4条 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）は別表のとおりとする。

(地域交流農園の貸付条件)

第5条 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は、4月から翌々年の3月までの市長が指定する期間とする。
- (2) 貸付農地に係る貸付料として、別表のとおり1区画当たり年額定められた金額で貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）から徴収する。
- (3) 地域交流農園區画の一部を地域住民が優先して利用することができるものとする。
- (4) 地域交流農園の利用者は、利用者及び地域生産者等で組織する管理組合（以下「管理組合」という。）に属さなければならないものとする。

2 貸付農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 貸付農地を転貸すること。

(募集の方法)

第6条 貸付けを受けようとする者の募集は「市政だより」等に掲載し、一般公募とする。

(申込みの方法)

第7条 貸付けを受けようとする者は、募集期間内に川崎市へ申込書を提出しなければならないものとする。

2 前項の申込みをすることができる者は、川崎市内在住の者とする。

(地域交流農園の選考方法)

第8条 川崎市は、前条の規定に基づき申込みをした者の中から借受者を決定するものとする。

- 2 申込みをした者の数が募集した数を上回る場合は、抽選により借受者を決定するものとする。
- 3 川崎市は、前条の規定に基づき申込みをした者の中から区画の一部に限り、地域自治会等の者を優先して借受者を決定することができるものとする。
- 4 川崎市は、第1項から第3項までの規定により借受者を決定した場合は、その旨を当該者に通知するものとする。

(地域交流農園に関する貸付農地の管理・運営等)

第9条 貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営は管理組合が行うものとする。

2 川崎市は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため、管理組合と貸付農地の管理に関する次の各号を内容とする協定を締結する。

- (1) 貸付農地及び施設の適正な管理に関する事項
- (2) その他必要な事項

(貸付の取消し)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、貸付の取消しをすることができる。

- (1) 利用者が利用の辞退を申し出たとき。
- (2) 第5条第2項に掲げる行為をしたとき。
- (3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき。
- (4) 川崎市がやむをえない事由により、貸付農地の確保ができなくなったとき。

(貸付農地の返還)

第11条 利用者は、第5条第1項第1号の規定による貸付期間が終了したとき、又は第10条の規定による取消しをしたときは、速やかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成4年12月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に利用期間中の農園については、なお従前の例による。

別表

(1) 地域交流農園 貸付料：3,000 円

番号	所在	地番	地目		地積 (㎡)	位置	貸付主体が新たに権利を取得するもの		
			登記簿	現況			権利の 種類	所有者	
								住所	氏名
1	高津区上作延 4 丁目	944-5	畑	畑	524	別図のとおり	使用貸借		
	高津区上作延 4 丁目	944-6	畑	畑	520	〃	使用貸借		
小計					1,044				
2	麻生区千代ヶ丘 7 丁目	5-1	山林	畑	1,790	別図のとおり	使用貸借		
	麻生区千代ヶ丘 7 丁目	5-5	山林	畑	209	〃	使用貸借		
小計					1,999				
3	中原区上小田中 2 丁目	805-2	田	畑	743	別図のとおり	使用貸借		
	中原区上小田中 2 丁目	805-3	田	畑	715	〃	使用貸借		
小計					1,458				
4	幸区小倉 5 丁目	1809-1	畑	畑	1,425	別図のとおり	使用貸借		
小計					1,425				
合計					5,926				